

前回（第 8 回）までの専門調査会で出された意見等の整理

平成 23 年 3 月
消費者庁企画課

【○は第 8 回専門調査会にて出された意見（次ページ以降も同様）】

＜総論的部分について＞

集团的消費者被害救済制度専門調査会で出された意見等

【集团的消費者被害の実態について】

- ・ 最近の消費者被害の相談事例として、資料（第 2 回参考資料 3）に示したように 60 歳以上の高齢者からの相談が増えている。特徴的なのは、被害者自身以外からの相談の割合が増えていることであり、このことは自身が被害にあっていることを認識できない、もしくは認識しても申し出られないということを示している。
- ・ 被害事案の中には、共通争点をはっきりしているものと、抽象的なものがある。
- ・ 弁護士を作ると個人で訴訟をするよりも被害や勧誘方法の実態が明らかになりやすく、集团的に訴訟を行った方が個々に訴訟を行うより相手方に対する交渉力が高まり、被害回復が図りやすい面がある。
- ・ 適格消費者団体の活動として差止請求を行っているが、約款の是正といった一定の成果がある一方で、過去に遡った被害回復については事業者に応じてもらえず、差止請求には限界がある。
- ・ 被害者が被害回復困難なのは、事案の解明が困難というものだけではなく、法律的な分析が困難な場合もあるのではないかと。
- ・ 先行きが見えない段階での訴訟の提起には負担感があり、被害金額の多寡よりもこの負担感が権利行使の障害となっているように思われる。
- ・ 訴訟の結果がはっきりしても、同種事件が多数訴訟係属するということがない場合もあり、被害回復が図られない理由が別のところにあるのではないかと。
- ・ 消費者トラブルの事例では、消費者が訴訟を提起できないことを見越して訴訟前の手続に乗ってこない悪質な事業者がおり、新しい制度ができることで集合訴訟に至る前に解決しようという機運が高まり、ADR といった裁判外の手続の実効性が増すのではないかと。
- ・ 選定当事者制度が使われていないとされるのは、制度のシステムがおかしいのではなく、民事訴訟法第 30 条のみで規定し、他の細かい手続規定が全く法に書いていないことに原因にあるのではないかと。

【専門調査会の進め方について】

- ・ A案とB案とは全く違うモデル案であるのだから、踏み込んだ議論を行う際には、A案を想定した意見か、B案を想定した意見かを前もって明らかにしないと、議論が噛み合わないし実質的な議論にならないだろう。
- ・ A案とB案から検討することに異論はないが、C案・D案も検討の対象から外れていないことを確認しておきたい。
- ・ A案とB案を検討し、それで補えない点をC案で検討することや、どれも立ち行かないような場合にはD案の検討を行うことはあり得るように思われる。
- ・ 典型的な事例を念頭に置いて、消費者に負担がなく迅速な手続かどうか、事業者から見て手続はどうか、手続にはどれくらい時間が必要かといった点を検討していくことが必要ではないか。
- ・ 訴訟法学的な論点を議論するとしても、どういう視点でどのような議論を行いたいかをまずは示した方がよいのではないか。
- ・ 手続のイメージを示すためには、理論的問題によってイメージは変わり得ることを注記しつつ、仮定を置いて手続の具体的な流れを示すことはある程度早い段階で示すべきだろう。
- ・ 検討に当たり、手続モデル案に固執するとかえって足かせとなるおそれがあるから、主体をどうするか、共通争点として何を設定するかといった手続の各段階を抜き出して検討していく方がよいのではないか。
- ・ 最終的に責任がないと裁判所が判断しても、それまでの時間的な経過に耐えられない事業者が存在することもあり得、こういった点も論点となるのではないか。
- ・ 可能であれば、悪質な事業者に対応するための財産保全制度も同時に検討してもらいたい。
- ・ 海外制度についても適宜比較検討のために示していただきたい。

【検討する訴訟制度について】

- ・ 検討している本制度は現行民事訴訟法の例外であることは否定できず、基本的スタンスとして新制度の目的に適う場合に必要な範囲で限定して認められる特別な制度という位置付けになるのであろう。
- ・ 新しい制度ができたとして、通常の訴訟制度で行うのがよいか、新制度で行うのがよいかを迷う事案も出てくるように思われる。それゆえ訴訟の途中から他の訴訟制度に移る方が解決に資する場合もあり得、この点も今後議論が必要である。
- ・ 集団的消費者被害救済制度の運用に際しては、活発に利用されることと濫用を防止することとの両立が重要であり、制度の濫用は、それ自体が反社会的であり避けるべきである。
- ・ クラス・アクション制度が濫用されているといわれるアメリカでは、民事陪審制度や懲罰的賠償制度といったアメリカの法制度とあいまって濫用されているといわれているのであり、我が国においてオプト・アウト型の制度を導入したとしても同じような法制度がなく制度濫用の可能性は小さいと思われるが、制度の濫用のおそれがある場合には、濫用を防止する手当てを講じるべきである。
- ・ 必ずしも責任が認められていなくても費用対効果の観点から和解をしてしまうということがあると、救われるべき消費者被害が漏れてしまうことにもなりかねず、濫訴の問題はきちんと対応すべきである。

- ・ 新しい制度では、先行して訴訟を手がけた人が苦勞して勝ち取った判決を他の人がただ乗り（いわゆるフリーライド）の事態が起きることは避けるべきである。
- ・ 製品が消費者の手元に渡るまでの間には様々な過程を経るものであり、事業者が想像もしていなかったことが起こることで加害者となる場合もあり、このような点を加味して整理すべきである。
- ・ 検討する制度の目的はある程度特定すべきであるが、一つの制度で多くのタイプの被害事案に対応することは難しいのではないか。
- ・ 訴訟制度と経済的不利益賦課制度との関係を議論することは必要である。例えば、被害者が特定できないような事案について、経済的不利益賦課をするということが考えられるが、当初被害者が不明でもその後被害者が明らかになる場合もあり得、被害者が明らかになった場合には、賦課金と損害賠償請求との調整は必要ではないか。

【集団的消費者被害救済制度研究会において示された手続モデル案について】

- ・ モデル案は消費者庁研究会において独自に考えられたもので概念の広いま議論に入っているがゆえに分かりにくい点がある。今後早い時期にモデル案を周知し認識を共通させる機会を設けるべきではないか。
- ・ 手続モデルの説明に際しては、法理論的に専門的な観点からの説明よりも、政策目的としてどのようなことを集合的な訴訟手続で実現したいのかという判断がまずあるのではないか。
- ・ A 2 案において個々の消費者の権利を訴訟物としており、適格消費者団体のようなものが原告適格をもつとすれば、訴訟物との関係で訴訟担当と構成しなければならないところ、A 2 を訴訟担当と説明することは、困難ではないか。
- ・ いろいろな類型がある消費者被害に応じた手続モデルの検討が必要ではないか。
- ・ B 案についても終局判決型、中間判決型の区別があり得るように思われる。
- ・ 各モデル案の構成は流動的であることを踏まえると、これ以上手続モデル案を増やすのは賢明ではない。
- ・ C 案は消費者の負担が軽い手続であるが理論的課題も多く、A 案も加えて幅広い事案を対象とすべきと考えている。
- ・ 判決効が片面的に拡張して誰かが勝つまで訴訟が起こされ続けるという問題は、A 案でも制度の立て方によってはあり得るのではないか。
- ・ C 案のデメリットとして対象となる事案が限られるとあるが、当てはめることが可能な事案には積極的に当てはめていくということも可能ではないか。

<訴訟手続に係る論点について>

集团的消費者被害救済制度専門調査会で出された意見等

1. 訴訟手続の対象となる消費者被害について

【総論】

- ・ 訴訟制度の対象となる消費者被害を画するというテーマは、制度の設計によって影響を受けるものである。例えば、B案であれば、オプト・アウト型であるがゆえに他人の権利を処分することもあり得る一方で、A案では他人の権利を処分することはないといえることから、A案では消費者被害事案の範囲を狭く画する必要はないのではないかと。
- ・ 対象となる消費者被害をどうくるかについては、主体の議論とも絡むものであり、以前の議論では適格消費者団体が主体となることについては異論がなかったと認識している。そうした場合、適格消費者団体が主体となる以上、それにふさわしい事案の類型が求められるはずである。
- ・ 検討している制度の目的が消費者被害の救済にあるということから、事案を絞ることにはなりにくく、対象事案を限定するのは何らかの不利益があるからではないか。事業者側の不利益、消費者側の不利益を分析する必要があり、A案、B案によっても違うのではないかと。
- ・ 二段階目の手続を簡易な手続としなければ、消費者が二段階目に参加しにくく制度の意味がないところ、人身被害を伴う消費者被害の場合、二段階目手続においても通常の訴訟と同じような審理にならざるを得ないので、簡易迅速に解決を図ることができる制度の対象とはし難いので、対象事案として適切ではない。
- ・ 二段階目を簡易な手続で行うことができる被害事案の類型とは何かという点を考える必要があるのではないかと。
- ・ この制度によって実効的に救済できるものが対象の範囲となるべきであり、一段階目の解決により二段階目の簡易な手続で救済が促進されるようなものが対象となるのではないかと。
- ・ 優越性や支配性の視点を加味して消費者被害を類型化して制度の対象とし、その上で共通性がないものや集合的な手続で扱うことがふさわしくないような事案を落としていくという方法の方が効率的で負担が少なく訴訟を進めることができるのではないかと。

【対象事案の明確化について】

- ・ 制度の対象となる消費者被害の限定については、一定の例を示して明確化すべきであり、日弁連の要綱案（第3回参考資料4）が今現在必要と思われる請求権を網羅しており参考になるように思う。
- ・ 消費者被害については単に当事者が消費者であることだけでは足りず、一定の縛りは必要であり、その方法としては具体的に対象を列挙することは考えられるが、限定列挙であると対象となる消費者被害に漏れが出ないか心配である。
- ・ 対象となる事案はできるだけ明確であることが望ましく、可能であれば限定列挙することが望まれる。
- ・ 対象となる消費者被害については、ある程度明確に範囲を特定することが必要であり、制度の趣旨と目的に適ったものから個別の対象事案

をできるだけ拾い上げていく努力をすべきである。

- ・ 対象事案を列挙することで漏れが出る心配は分かるが、何をもって消費者被害であるかを明確にしないと、消費者にとっても事業者にとっても不利益となるのではないか。
- ・ 消費者被害は多彩であり、対象を限定することは不可能ではないか。消費者被害は被害を受けたことすらよく分からないのに、限定するとますます分かりにくくなるので、できるだけ対象は広く設定し、個別に判断していくべきであると思う。
- ・ 対象となる消費者被害は限定列挙ではなく、例示列挙とすべきである。限定列挙とすれば予測可能性が高まることは確かであるが、法令に規定のない事業もあるから、事案を限定して列挙するのは困難ではないか。
- ・ 対象については、限定列挙されることが望ましいといえるが、それは対象の範囲を狭くするためではなく、明確かつ広く対象を捉えるためである。集合的な訴訟制度になじまないものは別の要件で落とせばよいのではないか。
- ・ 「特段の事情がない限り因果関係がある」という認定が共通争点の判断としてできるのであれば、二段階目では特段の事情のみ判断すればよいのだから、人身被害が存在する消費者被害が当然に対象から外れるかどうかは今後もう少し検討していく余地があるのではないか。

【いわゆる悪質商法について】

- ・ いわゆる悪質商法において、勧誘は個別的であってもシステムとして違法であり、画一的に判断できるものは見受けられる。
- ・ 悪質事業者に対しては、訴訟制度以外のアプローチの方が有効との意見もあるが、集合的な訴訟制度から悪質事業者だからということで排除することはあり得ないのではないか。
- ・ 詐欺的で悪質な消費者被害の事案にどのように行政として取り組むかが問われているのではないか。
- ・ 消費者は誰かが行動を起こすまで被害を認識できず、悪質な事案だけを対象にすればよいというものでもない。

2. 手続追行要件について

【多数性・共通性の要件について】

- ・ 手続に加わらない者の救済を考えるのであれば、多数性はもちろん必要であるが、加えて共通性というよりも、一部の被害者を見れば他の被害者も分かるという被害の均質性（言い換えれば典型性）が必要ではないかと考えられ、責任原因だけではなく、因果関係や損害についても均質性や典型性が必要となるのではないか。
- ・ 他人の権利の処分性がないA案の場合、対象事案に確認する争点の共通性があることで十分であるように思う。
- ・ 多数性・共通性は、集合的な訴訟制度を考えるとすれば、もともと要求されるものであり、これらをどのように捉えるかは、支配性の要件など各要件相互の連関で判断されるように思われる。
- ・ 多数性については具体的にどの程度の数とするかは今後の論点であるが、数十名程度でも良いと考えるべきではないか。一概には規定できず、抽象的な意味での多数性が必要とすることで十分ではないか。
- ・ 多数性と共通性は集合的な訴訟制度を作る上で不可欠の要素ではあるが、中身についてはA案とB案とでは異なってくるのではないか。
- ・ 複数を多数というのには違和感があり、集合的な訴訟制度の対象となるには定義の問題でもあるがきちんとした多数性が求められるべきで

ある。

- ・ 多数性をどう捉えるか、多数性をどこまで求めるかを実体的な面から検討することも大切であると思う。
- ・ 多数性について、そもそも複数として2人であればよいのか多数であるべきなのか、また、多数が必要とした場合に〇人以上と個別的に規定すると考えられる一方で、抽象的に多数と規定し、被害者が数人で訴訟をする意味がないようなものは訴えの利益を欠くと裁判所が判断するなどの方法があり得るように思われる。
- ・ 共通性については、内容としては民事訴訟法の共同訴訟の要件と同じものが必要であることは当然であり、それにプラスアルファとして何が求められるかということではないか。
- ・ 共通性については、支配性の要件等も含めて具体的にするという視点が必要ではないか。
- ・ 民事訴訟制度の特則を設けることになることからすると、消費者被害の特性に応じてどのような特則を設けることがよいかという検討が必要であるが、多数性や共通性は当然求められるものといえる。

【優越性の要件について】

- ・ 優越性について、消費者被害の回復はその構造的格差ゆえに図れないことが前提であり、既に手続としての優越性があるといえ、厳格に要件として考えることはなく、特にA案であれば、特別の手続追行要件とする必要性すらならないのではないかと。ただし、B案のようなオプト・アウト型の手続であれば優越性の要件は必要であろう。
- ・ 消費者個人では事案の解明できないことや少額の被害であるというところを訴訟の要件とすると、入口のハードルが上がってしまい制度として運用できないのではないかと。
- ・ 優越性については、少額多数の被害であるがゆえに個別の訴訟手続に乗らないことから、訴訟の要件として優越性が必要とされるように思われ、少額性も加味して制度の対象となる類型を定めるべきであるが、金額で対象となるか否かを画するのは技術的に非常に難しく、なかなか決められないように思われる。
- ・ 対象となる事案は、必ずしも少額に限った話に限るものではないように思われる（少額の定義はまた論点であるが）。
- ・ 少額概念は人によって違うものであり、仮に〇円以下と決めても1円でも超えたら対象とならないのは酷であり、金額を限定すべきではない。
- ・ 少額の被害が生じるものを類型化して列挙するのは困難であろう。仮に定めるのであれば抽象的に定めておき、実際の訴訟において裁判所が判断する方が効率的ではないか。
- ・ 個人が訴訟を起こせないというハードルは金銭的な側面からだけで決まるものではないのではなく、訴訟制度を少額のものに限る必要はない。

【係争利益の把握について】

- ・ 全く係争利益が把握できないという事例はレアケースであろうが、100%の係争利益を把握することはそもそも無理なのであり、係争利益の

把握は程度の問題ともいえ、訴訟要件とすることには疑問がある。

- ・ 株式会社の場合、顧客だけではなく従業員や株主といった関係者への説明等が必要な場合があり、訴訟の早い段階で係争利益が分かることが重要である。
- ・ 民事訴訟において当事者にとってどの程度の利益が係っているかを知り、攻撃防御権を駆使することは当然であり、程度の問題はあっても手続保障の観点から係争利益の把握は重要な点である。
- ・ 係争利益の把握については、A案とB案とでは意味が異なり、B案であれば対象消費者全員の参加を想定し、係争利益をある程度把握できる場合があり、他方A案では一段階目の判断によって二段階目の手続に対象消費者が参加するか否かが変わり得ることに鑑みると、B案と比して係争利益の把握については不安定さが増大すると思われる。
- ・ A案でもB案でも、係争利益の把握についての視点を考慮することは必要と思われるが、B案なら制度の仕組み上、クラスの範囲を特定しないとその後の訴訟手続には進めないのであり、あえてこの論点を論じることにはならないように思われる。
- ・ 係争利益をどう捉えるかについては、アメリカではクラス範囲を定義することによって被告の防御権を保障し、金銭的な請求の範囲を特定している。
- ・ 製品事故の場合、クラスの定義として特定の時期に製品を購入した者を明らかにするだけでは係争利益の把握として十分とは思えず、係争利益がどれくらいかは相手方にとって想定可能であるべきである。

【共通争点の支配性について】

- ・ 共通争点の支配性を「紛争の抜本的解決に資する」と表現することは抜本的解決の意味を厳格に捉えすぎで二段階方式のメリットをなくすことになり賛同できない。
- ・ 抜本的解決に資するところを条文に入れ込むと、抜本的というところで何が適合するのかが分かりにくくなってしまい、訴訟の入口の部分から手続が動かないのではないか。
- ・ 二段階方式のモデルを構想したのは、支配性の要件がなくとも利用できる訴訟制度を考えるためであり、今検討しているモデル案に支配性を要求することはなじまないように思われる。
- ・ 支配性の要件を法文に書くのは非常に困難であるし、裁判所もこの要件を判断することは難しいのではないか。
- ・ 支配性の要件を裁判所の判断に任せるべきとの見解もあるようだが、裁判官によって判断が異なる場合もあり得、それでよいのかという問題がある。一義的に必要なのは被害の類型化であろう。裁判官によって判断が異なる場合もあり得、また、支配的な争点かどうかは争点整理してみないと分からないものではないか。
- ・ 二段階目の手続においても一定の審理が必要とされるものであっても支配性の要件で制度の対象から除外するのは問題がある。
- ・ 支配性の要件を抽象的に定めることはあり得るものであるが、このような制度があって始めて訴訟手続に乗り得るような事案を対象からはずすための要件になってしまうようなら認めるべきではない。
- ・ 支配性と共通性の要件を過度に重視し過ぎると製造物責任事件は対象とはまずならないだろう。それゆえに過度に重視しすぎるのは問題が

ある。

- ・ 訴訟の対象としたとしても、因果関係といった個別的な争点を扱わないと解決できない事案においては、運用上困難な問題が出てくることは明らかであるから、支配性の要件は必要である。

3. 手続追行主体について

- ・ 手続の適正さを確保するという観点から、仮に適格消費者団体以外の団体が原告となることを認めた場合には、その訴状といった主要な書類については、手続追行主体となる可能性のあるものへの閲覧に供する形で、他の団体がチェックできるような、制度的保障は必要ではないか。
- ・ 多数の少額被害を救済する観点から多数の者の信頼に足り得る者・団体がその役割を担うべきであり、適格消費者団体が当てはまるという説明はあり得るように思われる。
- ・ 適格消費者団体が主体となるとしても、現在の認定要件とは別途の要件が必要である。
- ・ ある程度高額で個人で訴えの提起が可能なような事案では、被害者個人も手続追行主体として認めてもよいと思われる。
- ・ 適格消費者団体は全国に9団体しかなく、それぞれの規模も大きくないことから、被害回復の機会を広げるためにも適格消費者団体以外にも手続追行主体の適格性を認めるべきである。
- ・ B案では一段階目で他人の権利を行使することから、A案と比べ手続追行主体の適格性は厳しく判断することになる一方で、A案の場合は、手続の構成にもよるが他人の権利を処分することがない場合もあり得、B案に比して適格性の判断は緩やかになるように思われる。なお、C案の場合、手続追行主体の適格性の判断は、B案よりも厳格にならざるを得ない。
- ・ 弁護士の受任があれば、適格性が許容されるとの意見もあるようだが、弁護士といった法律家であれば、他人の権利を処分してもよいというコンセンサスが我が国にあるとは思えない。
- ・ 適格消費者団体に主体性を認める場合であっても、現在の認定要件は厳しいものであり、別途主体性について、要件を設けるとしても現在の認定要件の微修正で足りるように思われる。
- ・ 適格消費者団体以外の者に主体性を認めることは十分考えられるが、十分な法律的な知識がなく、事案の検討が十分なされないまま訴訟を提起される方がむしろ消費者のためにならず、主体を広げるとしても一定の歯止めが必要であると思われる。
- ・ 手続追行主体の適格性を担保するための方策としては、弁護士代理を強制することや、被害者を一定以上集めるという人数的な要件を課すことが考えられる。
- ・ A案では私見では他の手続追行主体は集合訴訟の再訴ができない仕組みにならざるを得ないと考えており、その唯一の機会を活かすことのでき、仮に負けたとしても仕方がないと思われるような主体である必要があるように思われる。
- ・ 我が国の法曹人口が増え、弁護士が3万人いる世の中で、全ての弁護士に集合的な訴訟手続を進行する能力があるとも思えず、弁護士代理があるからといって、手続追行主体の適格性が担保されるという帰結にはならないのではないかと。
- ・ 手続追行主体には、適格消費者団体と個人のほか、例えば国民生活センターのような行政的なものの主体も考えられるのではないかと。
- ・ 現在9団体で、認定のハードルが低くない適格消費者団体だけを手続追行主体として認めると担える事案が少なく、一定の要件の下でその

都度の判断で主体の適格性を認めることも必要なのではないか。

- ・ 集合的な訴訟の手続追行主体は、相当の信用がないと手続の追行が難しく、また、反社会的な勢力を排除するためにも適格消費者団体の認定要件にある警察庁長官の意見聴取のような手続は必須である。
- ・ 手続追行主体の適格性、取り分け代理人弁護士の適格性の判断は、裁判所が行うより他ないのではないか。
- ・ 弁護士代理があれば、直ちに適格性があると判断することは、全ての弁護士が消費者問題に精通しているわけでもないので難しい。また、不相当な報酬契約がなされないように、弁護士会に受任契約書を提出するといった弁護士会のチェック機能が必要ではないか。
- ・ 手続追行主体には法人格ある団体だけではなく、アドホックな団体や任意の団体にも一定の要件の下で認めるべきである。
- ・ 裁判所が適格性を判断するかどうかについては、歴史ある周知の団体であるならまだしも、提出された資料だけで、どのような団体で、どのような活動をしているかということ判断することは難しいのではないか。
- ・ 適格消費者団体以外にも適格性を認めるべきであるが、その判断は裁判所が行うべきであり、適格性の証明ができなければ、適格性が認められなかったとしてもやむを得ないことである。
- ・ 適格消費者団体を主体から排除することはあり得ず、この点に異論はないのだろうから今後検討すべきなのは適格消費者団体以外を主体と認める場合にどのような要件が求められるかということではないか。
- ・ 適格消費者団体を主体として考えるのであれば、簡素な制度にしてもらいたい。
- ・ 主体としては行政というものも考えられるのではないか。
- ・ A 2 案において手続追行主体は必ず個々の当事者が主体とならないといけないというわけではなく、例えば消費者団体に授権をして手続追行させるという構造もあり得るように思われる。
- ・ 各国の集合的な訴訟制度において、消費者団体等に原告適格を認める例は存在するが、事前の行政審査があるからといって個別の事件において適格性の司法審査を要せずに訴訟の追行ができるというものはないと思われる。

4. 対象消費者について

- ・ 共通争点が存在している対象消費者の範囲はどのようなものかという問題は、第一段階で共通的に審理するために重要なことであり、取り分けB案では、クラスの特定は必須であり、A案においても一定程度クラスの特定が求められることから、一段階目の手続においてクラスを特定する手続についても検討すべきである。
- ・ クラスの特定は、被告側から見て負けた場合に総額でどれくらいの負担があるかというところがわからないと、攻撃防御を尽くすことができないことから、手続保障の観点から必要であると考えられる。
- ・ 被害が定型的事案であっても被害者を特定できなければ、訴訟手続に乗せることは困難であり、個人の賠償につながらない。被害者に分配できない場合には、近似的配分をすればよいではないかという議論もあるが、手続法のみでできることではなく、実体法的な措置が必要である。
- ・ 被害者が特定できない場合は訴訟制度の対象とすべきではないという意見があるが、特定できない被害者をどう掘り起こすかという問題であり、検討の対象からははずすべきではない。

- ・ 議論のはじめから被害者が特定できない事案を訴訟制度の対象から排除すべきではないように思われる。
- ・ 被害と認識していないような場合にまで被害が掘り起こされ、濫訴的に訴訟が起こされるのは許容できず、制度の検討の前に何を制度の対象とするかを精査する必要がある。

5. 通知・公告について

【総論】

- ・ 通知・公告は、あくまでもツールとしてのものであるのだから、実情を踏まえ制度として機能するような在り方を検討していくべきである。
- ・ 通知・公告の手續が重た過ぎると制度として使えないものになってしまうおそれがあり、事例に応じて公告で足りるという判断もあり得るのではないか。
- ・ 例えば、消費生活センターに相談に来ており連絡先が分かる対象者にはセンターから通知する等、いろいろな機関が連携すれば多くの人が参加できる制度になるのではないか。
- ・ 抜け駆け的に和解をすることは避けなければならない、和解時には通知・公告を義務的に行わなければならないのではないか。
- ・ この制度が機能するために、どの段階の通知・公告が大切かといえば、権利行使をしたい人に対して知らせることの方を重視すべきであり、二段階目の方ではないか。
- ・ 訴えの提起時には被害者の名前が分かっておらず、全ての対象者に対して個別通知ができるはずがない。個別通知の原則を貫くことには疑問があり、公告で代えることは可能としておくべきであるが、個別通知の例外を設ける場合は、法律上明記すべきであろう。
- ・ 知れざる債権者をどのように知るかという点については、一定の条件の下、事業者が持っている顧客リストを提出させることや消費生活センターが持っている情報等を集約するなどして個別通知を実効化することが重要ではないか。
- ・ 通知先を把握するための手段としては、被告のもっている情報にアクセスさせる必要があるが、そもそも手續をどうするかということや、情報の秘密性との関係でどうするのかといったかなり難しい問題を含んでいるように思う。
- ・ 少額であるから通知・公告の程度が緩和されるという考え方は、少額概念にもよるものであり、きちんと検討すべき事項ではないか。
- ・ 少額ゆえに通知の省略が許容されるためには、およそ個別の権利行使が不可能であるということが大前提にあり、そうでない限り、権利者が全く知らないうちに権利が消滅することは到底許容され得ないように思われる。
- ・ 通知・公告はどの手續モデル案を採用したとしても、被害者を掘り起こそうとすれば、それなりに重い手續になるのであり、通知・公告の簡略化が図れるか、厳格なものが要かという点について、メリット・デメリットとして挙げるべきではない。
- ・ 被害者の中には、家族に知られたくない等から個別に通知してもらいたくない人もいるので、配慮が必要で、通知・公告は、事件がどれだけメディアで報道されるかによって効果が変わってくるのではないか。

【B案の第一段階目の手續における通知・公告について】

- ・ 個別通知はあくまでも原則であり、個別の事案によって適切な通知・公告の手法は変わり得ることから、いくつかの例外は認められてよいのではないか。

- ・ 少額の被害であれば個人は請求しないから個別の通知を要しないという考え方には違和感がある。
- ・ 本来の権利者が知らないまま権利が消滅してしまうことをどう考えるかという視点は大変重要であり、手続保障の観点からの説明だけではなく、実体法上の観点からの説明も要するのではないか。
- ・ 他人の権利を行使するための通知・公告において、対象者から何の反応がない場合に同意があったとみなすことは例外であり、その例外を認めるための前提には厳しい条件がいくつかある。また、対象消費者が公告を見たかどうか分からないまま権利を消滅させることを認めるハードルもかなり高いのではないか。
- ・ 除外の手続のための通知・公告において理論面を貫徹すれば、制度は機能しないだろうから、通知・公告を緩和するための理由と運用を検討していく必要があるのではないか。
- ・ 第一段階目において行われる通知・公告は、訴訟において勝つか負けるか分からない段階で行われるがゆえに大切であり、手続追行主体が正当であれば正当化されるものではなく、また、費用対効果の面から手続保障が緩和されるという説明には違和感がある。
- ・ 他人の権利を処分することをどう正当化するかについては、裁判で負けるかもしれない事例や、裁判所によって判断が分かれている事例を想定して検討するのがよいのではないだろうか。
- ・ 他人の権利を処分するためにはその権利の行使を適切に管理する仕組みが必要であり、例えば、善管注意義務を課し、義務違反があれば損害賠償請求の対象となるような手当てや、行政または裁判所といった第三者による監督措置といったものが必要ではないか。
- ・ 除外の手続を行う者が非常に多かったら、その手続追行主体は資格なしとなるのではないか。
- ・ B案の第一段階における通知・公告は、基本的に原告の責任の下に行われるものであり、裁判所がその責任において通知・公告を行う倒産手続とはその根拠が異なり、裁判所に行わせることは難しいように思う。
- ・ A案に比べB、C案の通知・公告は、権利を失わせる手続であるのだから、広告に近い通知・公告であるA案に比して実質的に重くなるのは必然ではないか。
- ・ 権利を失わせる手続である以上、数回の通知・公告が必要な場合もあり得、簡易な手続はとり得ないように思われ、アメリカでも知れている者への個別通知は省略できない。
- ・ 他人の権利を行使することを許容するのと、権利が消滅するのとは異なる問題であり、他人の権利を行使することを許容するオプト・アウト制度と、自己の権利が失われる破産手続を同じフェーズで考えることはできないのではないか。
- ・ 個々の請求権が実質上行使できないことを勘案すれば、失権手続としても重たい手続にはならないように思われる。

【A案の第一段階目における通知・公告について】

- ・ A案は個々の消費者の訴えを妨げないものであるという前提があるので通知・公告も義務的なものではなく、仮にA案の第一段階目において通知・公告を行うとしても官報公告や、消費者団体訴訟制度において設けられている電子掲示板のようなシステムを用いて情報を一元化することで足りるように思われる。
- ・ A案の第一段階目の通知・公告については最低でも公告は必要のように思われ、イメージとしては官報公告にプラスアルファ（例えばイン

ターネットを利用するもの) というものが必要のように思われる。

【第二段階目の手続への加入を促すための通知・公告について】

- ・ 第二段階目の通知・公告は広く知らしめ広く被害を救済することが大切であり、通知・公告主体の負担の点も含め柔軟な発想で効果的かつ低コストな手法を模索するべきである。
- ・ できる限り個別通知を行い、それに加え公告を用いる等、できるだけ多くの対象者に知らせる工夫が必要である。
- ・ 個別通知についてはどのような方法が効果的かは事案によってまちまちではないだろうか。それゆえあまり制度上のものとして固めずに規定した方がよいのではないか。
- ・ 第二段階目の通知・公告は、請求権を行使する対象者の外縁を画するものであるが、手続に入っていない人の問題もあり、そのときにどうなるのかという効果を考えてどのような手続が必要かを検討すべきである。
- ・ 少額の案件の通知・公告に対して過大な費用をかけるというのは、二段階目においても正当ではなく、二段階目についても、一段階目と同様に、最も有効かつ効率的、費用がかからないという方法で通知・公告を行うべきではないか。

【通知・公告の主体について】

- ・ 通知をしなければならない者を事業者がよく知っていることは確かであろうが、二段階目の通知が加入を促すものであるとすれば、事業者には通知・公告をするインセンティブがなく、通知・公告を事業者にさせるのは不自然ではないか。
- ・ 通知・公告の主体を典型的に被告とすることは難しく、基本的には手続追行主体が行うことになるのではないか。
- ・ 第二段階目の通知・公告を被告に行わせる場合にインセンティブがないことは最大の問題であろう。被告に行わせるとすると、通知・公告の方法を定めた上で誰かがきちんと行っているかをモニターするような仕組みが必要となり、かなり重たいものになってしまうのではないか。
- ・ 第二段階目の通知・公告は、第二段階目の手続追行主体が対象消費者個人なのか、第一段階目の主体が行うのかについての議論とともに検討する必要があるのではないか。
- ・ 通知・公告の主体は基本的には手続追行主体であろうが、和解案を通知する場合の手法は和解内容の一部として定めることは可能であるように思われる。

【通知・公告にかかる費用について】

- ・ 第二段階目の通知・公告は第一段階目で法的責任がはっきりしているのであれば、事業者負担を前提に広く通知・公告する方法を検討してよいのではないか。
- ・ 第二段階目の通知・公告については、第一段階の判決が一部認容という場合もあり得、必ずしも事業者が悪いということを前提に考えるべきではないのではないか。

- ・ 事業者負担による通知・公告については、負担するだけの事務能力や資金能力がない事業者がいる場合も念頭に置いて検討するべきである。
- ・ 金銭的負担は大きいだろうがテレビで取り上げられることによる周知効果は大きく、当事者に周知することの努力義務を置くことにも意味があるように思う。
- ・ 適格消費者団体が手続追行主体となる場合、消費者庁が周知のための Web サイトを作ることや、全国の消センや福祉機関と連携することも考えられるのではないかと。
- ・ 通知・公告の費用を一義的に事業者負担とすることは難しく、事案によって変わり得るのではないかと。
- ・ 通知・公告の費用を訴訟費用化し最終的に当事者が負担する仕組みを考えることはあり得るのではないかと。
- ・ 手続追行主体を公益性の点から限定するのであれば、本件制度が扱う事案は純粋な私的紛争ではないようにも考えられ、実質的な費用負担・主体は国とすることができるのではないかと。
- ・ 手続追行主体と消費者との間に契約関係がないとしても、通知・公告の費用を事務管理的に個々の消費者に負担してもらうことはあり得るように思われるが、第一段階目の手続追行主体がそのような負担を負えるように基金を整備していくことや法律扶助の対象とすることは、別途考えるべきと思われる。
- ・ 通知・公告の費用は高額になることによって訴訟への抑制効果を生むことや集合的な訴訟手続は公益的な側面も有していると考えられることから国庫負担が望ましいと考える。ただしそれが困難であれば、基金などを設けて間接的に支援することで実質的に低額な費用負担で通知・公告が行えるよう環境を整備すべきではないかと。
- ・ 通知・公告における費用負担を消費者に求めると、加入を抑制する効果を生み、被害救済につながらないことが懸念される。
- ・ クラス・アクション的な要素があり対象者に還付できないものまで給付を求めるような利益はく奪的な側面を有しているのであれば公益的側面も出てくるだろうが、そうでない場合に公的な補助が入るといふことの説明はつきにくいのではないかと。
- ・ 本来個人の請求権であるはずなのにそれを糾合すると個人の請求権を束ねた以上に公的な性格が出てくることとなるのは疑問である。消費者被害を救済するために対象者を掘り起こす仕組みを作ったとしても、国が制度の運用全ての面倒を見るということには必ずしもならないのではないかと。
- ・ 通知・公告は、官報に掲載することで十分といえ、失権効があるから、重たくなるというものではないのではないかと。
- ・ 我が国では、通知・公告の費用負担を裁判所（国）に求めることには限界があるのではないだろうか。
- ・ 仮に新聞に公告を載せるとすれば一回あたり 1,000 万円以上かかり、個別の通知としても郵送料も無視できず、かなりの負担になる。だからといって、簡略化すればよいというものではなく、破産手続等の他制度における通知・公告と比較しての検討をすべきである。

6. 訴訟物について

- ・ B案の一段階目はオプト・アウト型であるので、訴訟担当にならざるを得ず、訴訟物は個々の消費者の給付請求権となるのではないかと。
- ・ 共通争点の確認といった場合、共通争点は、事件類型によっては法律関係そのものではなく要件事実のひとつであることがある。そのようなもの確認が望ましいのかどうかあるいはそういうことが訴訟制度として困難性や問題を伴わないのかどうかという点は意識して議論していく必要があるように思う。

7. 第一段回目の手続で確認する事項(共通争点)について

- ・ ひとつの訴訟において共通争点はひとつとは限らず、いくつかの共通争点ごとに階層的にクラスができることは想定される。
- ・ 共通争点は幅の広い概念であり、訴訟手続の初めの段階でははっきりしないこともあり、実際に訴訟においては相手方の出方を見ても分からない場合もある。それゆえ、争点整理を行うなど、共通争点をはっきりさせる過程が必要ではないか。
- ・ 共通争点について、原告は訴えの提起時に確認を求める事項についてある程度明らかにする必要があり、争点整理の段階まで、特定しなくてもよいということにはならないのではないか。
- ・ 共通争点の対象としては、法律問題だけではなく、事実の問題も含まれるように思われる。
- ・ 共通争点の概念については、A案とB案とでは異なるように思われ、B案では、一段階目の判決の効力が有利にも不利にもクラスメンバーに及ぶことから、既判力の中身が確定している必要があることから、A案に比して共通争点は特定されている必要があると思われる。
- ・ 共通争点は訴訟の過程において変わり得ることがあるとしても、当事者の公平性の観点からできるだけ早い段階で決めるべきである。
- ・ 何が共通争点であるかは、個々に検討していき、どういった範囲が共通争点の根幹であるかという点のコンセンサスが必要ではないか。
- ・ 因果関係や損害論については、いろいろな場合を想定する必要があるので、共通争点を設定することは困難ではないか。
- ・ 事実を確認の対象としても、主要事実レベルでよいのか、間接事実レベルまでのものでよいのかということが問題になり、間接事実でもよいとすると際限なく確認の対象が広がり確認が困難になるのではないか。
- ・ 共通争点といってもある一定の法律に基づいて無効であるということと、当該契約条項の無効ということは、別の問題であり、今後検討をしなければならないのではないか。

8. 第一段階と第二段階目の関係について

- ・ 一段階目の判決を終局判決としても、二段階型の制度として仕組む以上は、何らかの形で二段階目と連続しているのであろうし、中間的判決といっているように、中間判決そのものではないので、一段階目の判決を中間的判決とするか、終局的判決とするかは説明の問題ではないか。
- ・ A 1案とA 2案の違いは、中間的判決か終局判決かというよりも、判決の効力を既判力で説明するか、一種の自己拘束力と構成するかの違いではないか。
- ・ 一段階目の判決に対して上訴が行われた場合、二段階目の手続は停止しない方が迅速な被害回復に資するのではないか。
- ・ 一段階目の判決に対して上訴が行われた場合、上訴が確定するまで二段階目の手続は進行せずいったん停止しないと、消費者の地位を不安定にするように思われる。
- ・ 一段階目の手続と二段階目の手続を同じ裁判所で行うことにメリットがあるようにも思われるので、そのように手続を仕組むことは可能であるように思われる。
- ・ 一段階目の判決を終局判決としても同じ裁判所で二段階目の手続を行う整理はあり得、その方が望ましいように思われる。

9. 援用について

- ・ 援用の効力については、裁判所を拘束する効力のみで、当事者を拘束する効力を持つ必要はないのではないか。

10. 第一段階目の判決の効力について

- ・ A案については第一段階で共通争点について一定の判断があり、それは手続外の者に事実上の影響は及ぶかもしれないが、手続参加者のみに法的効果を与えるものであり、これは通常の訴訟でも同じことが言えるのではないか。
- ・ 公平の見地や一回的解決を図るために同じような訴訟が提起されないように合理的な何らかの制限を行うことはやむを得ないが、不当に共通争点の判断に対する拘束が及ぶ範囲が広がるようにすべきではないと考える。
- ・ 一段階目の手続で攻撃防御を尽くした以上、二段階目の手続に加入した消費者との間でも、従わなければならないことはあり得るが、その前提として、手続のはじめの段階でどの範囲の消費者を対象となるかといったことが明確になっていることが必要ではないか。
- ・ 一段階目の判決の効力が及ぶのは、「紛争全体を見越した上で、攻撃防御を尽くすことができた」ことが重要であり、そのためには仮に敗訴した場合にどこまで責任が及ぶのかを見越した上で攻撃防御を行える必要がある。
- ・ 一段階目の判決効が片面的に及ぶとすると、被告側にメリットはないことは確かであるが、一段階目で十分に信頼のおける者が、きちんと手続を進行した上での敗訴であれば、一般の消費者が別途訴訟を提起することはまずないように思われる。
- ・ 共通争点を確認する手続によって審理を糾合することは、審理の効率化に資すると思われるが、その前提としては、一段階目の判決の効力が全ての対象者に及ぶことが前提ではないか。

11. 総額判決について

- ・ 総額判決の検討の際には損害論の観点から個別の損害との説明が必要であり、制度的な手当ても必要なことから、他の手続モデルの部分に比して多くの課題があるように思われる。
- ・ 個々の損害を積み上げ可能なものだけが総額判決可能な事案ということではないとしても、すくなくとも、学納金の事案のように、一定の定額に基づいて授業料等が定められ、大学に名簿があることで個人も特定できることから総額判決が活用できるのではないか。
- ・ 総額判決に適合する事例が少ないという説明には疑問がある。類型が限られるとしても、使われる事例が少ないということにはならないのではないか。

12. 個別争点を簡易迅速に処理するための方策（第二段階目の手続）について

【総論】

- ・ 二段階型の集合訴訟における二段階目については、基本的にはできるだけ簡易な手続として、それに対応できないものについては通常訴訟に移行させることは当然ではないか。
- ・ 事業者側にとっては一段階目の共通争点に対する判断が出た段階で、当事者の合意によって迅速に解決していくという形になっていくというのが、一番望ましい手続である。
- ・ 議論の出発点である少額多数の被害を救うという観点があるからこそ、簡易な形で解決をするということもあっていいと思われ、そのために一段階目の手続の中でも、ほぼ画一的な形で解決ができる事案を前提にすべきではないか。
- ・ 一段階目が出たがゆえに和解を行うというインセンティブが働くことは十分あり得、はじめから事案を限定するとこのような解決方法を閉ざすことにならないか。

- ・ 少額多数の被害を対象とする以上、数万人単位で出てくるようなものというのも念頭に置き、それでも機能する制度をきちんとつくっておく必要があるのではないか。
- ・ 二段階目の手続は、対象消費者が届出をし、対象消費者に当たるかや金額に争いがあるかどうか確認して、争いのないものはそこで終了し、争いがあるものについて裁判所が査定等をして見解を示し、それでも当事者の満足を得られなかったら訴訟に移るという大きな流れになるのではないか。
- ・ 簡易な手続というのは当事者の手続保障を犠牲にするという面があるが、他の制度の中には簡易な手続の結果について当事者のどちらか一方あるいは双方に不満がある場合、異議を述べれば通常訴訟に移行することが保障されているという制度が少なくない。簡易な手続においても通常訴訟と同様に手続保障の観点を重視すると、かえって簡易な手続としての意味がなくなってしまうのではないかという問題もあるのではないか。
- ・ 通常は、責任原因が確定されれば後は基本的には個別の和解で争いは終わることが多いのではないかと思われるが、第二段階目で不合理な主張に固執し異議を述べることもあり得、直接的にそれを制約することは難しいだろうが、異議申立人に手数料を負担させることや、結果的に簡易な手続における決定と同じような判決が出た場合、訴訟費用等を使って合理的な制裁を課すなどの方法で、間接的に制約し、合理的な解決に応じない場合の方策を考える必要はあるように思われる。
- ・ 責任原因が確認されたとしても、必ずしも和解等による解決に至らないことがあることは御理解いただきたい。
- ・ 二段階目の手続は、簡易な手続を選ぶことにメリットが感じられるように手続費用の面でも考慮すべきであり、また、持続的な制度とするためにも手続追行主体が二段階目において、費用回収できるような仕組みも設けるべきである。
- ・ 二段階目の手続は、必ず訴訟手続を行うことを前提とはしておらず、和解のような合意形成型の手続を行うことも考えられるのであり、個別的な争点がある程度二段階目に残っても機能するのではないか。
- ・ この制度が現在の民事訴訟法では足りないところ補うところが検討の出発点であるとする、二段階目の手続は簡易迅速にすべきであり、二段階目に重要な個別争点が残るような場合には、現在と同じように、通常共同訴訟で行うことでよいはずである。
- ・ 二段階目を破産手続における破産債権査定手続の類似の制度とすることも考えられるとの説明もあったが、破産債権査定手続は破産手続という一連の手続の中で位置付けられており、前提が異なる。いったん手続が切れ、改めて申立てが必要とする手続とするのであれば、査定手続とは異なるものであり、大きな意味で非訟手続とくくればよいように思われる。

【手続の枠組みについて】

- ・ 一段階目の手続追行主体が、対象消費者に当たるか否かを自ら判断して、対象ではないと判断された消費者が第二段階目の手続に入ってはいけないということになると問題ではないか。例えば証拠方法を制限して書証に限るとした場合には、書証がない人は簡素な手続では保護されない可能性があり、このような場合に手続追行主体が異議申立てをするのであればよいが、しない場合に個人が異議申立てする道を開いておくことは必要ではないか。
- ・ 一段階目の判決があった後に二段階目の手続の申立てというものが想定されているが、もともとひとつの訴訟の共通争点と個別争点である

のだから、そもそも一貫した手続であるという考え方もあり得るので、二段階目の手続の申立てを必要とするかどうかを検討することも必要ではないか。

- ・ 簡易迅速な、最終的には裁判所が一定の決定なり判断を出しつつ、通常訴訟にも移行できるというシステムをとるのであれば、汎用性のある枠組みであり、ある程度個別争点があっても、十分この枠組みの中に乗せていけるのではないか。
- ・ 被害者の届出の期限をどのように設定して、かつ、期限を超えた人をどう取り扱っていくのかという問題があるのではないか。

【第二段階目の主体について】

- ・ いわゆるフリーライドの観点や、二段階目の不当な和解を避けるためにも原則として、一段階目で汗をかいた主体が二段階目を取りまとめるべきである。
- ・ 二段階目の手続を一段階目の主体が取りまとめることには異論はないが、二段階目の手続でも解決せず、通常訴訟に移行するような場合は、当初想定していなかった争点等が出てくることもあり得、必ずしも一段階目の主体が取りまとめなければならない必要性はないように思う。
- ・ 第二段階も第一段階の主体が引き続き担うことには合理的な面があるのだろうが、一段階目の主体が排他的に二段階目の主体となるということについて理論的にうまく説明できるのか疑問がある。
- ・ 二段階目で手続追行主体に授権したくないというような訴訟追行意欲のある者は、この制度の枠外で、自ら訴えの提起をすればよいのではないか。
- ・ 授権した後に手続の追行等に不満があるものが手続から離脱できる権利は認められるべきであり、離脱した後は通常の訴訟手続に移行することが認められるのではないか。
- ・ 手続追行主体に申出を拒絶された場合や、手続追行主体が合意しようとする案に異議を申し出たい消費者がいる場合には、例外的に個別に手続を追行することを認めてもよいように思われる。
- ・ この制度の手続追行主体は一段階目のみならず二段階目まできちんと面倒を見る責任があり、手続の途中で投げ出すことは二次被害を生むだけであり、最後まで責任を持って追行すべきである。
- ・ 一段階目の主体を義務的に二段階目の手続追行主体とすることは、最初の手続開始時に手続追行主体に対してディスインセンティブとして作用する可能性があるのではないか。
- ・ 二段階目の手続は当然一段階目の手続追行主体が追行するようにしないと、悪質な事業者と通謀した者が二段階目で対象消費者を取りまとめ馴れ合い的に解決するおそれがあるのではないか。

【第二段階目の手続を行う裁判所について】

- ・ 裁判所が二段階目において何らかの所見を示す場合には、事件の全体像が分からないと判断できないので、一段階目の裁判所一ヶ所に絞った方がよいと思われる。
- ・ 仮に二段階目の手続を個人に認めるとしても、集団的に審理を行うことに制度の利点があるのだから、一段階目の裁判所一ヶ所にまとめる

のが妥当であると思われる。ただし、異議などによって通常訴訟に移行した場合には、別途移送等の規定を整備して対応することは考えられる。

- ・ 二段階目の手続においては個別の争点に応じてサブグループを作るべき事案もあり得、そういった場合、特定のサブグループは分離して別の裁判所で手続を行う仕組みは考えられる。

13. 和解について

【総論】

- 和解についての規律をどうするかは、訴訟法上の規律ということはまず考えられず、仮に何か設けるとすれば、手続追行主体の行為規範や行為義務のようなものとして規律を設けるかという観点からの検討が必要ではないか。
- この制度において、手続追行主体に一定額を支払って解決することを含めて、多義的な和解が十分あり得ると思われ、和解の可能性については幅広く考えていいのではないか。なお、不適切な和解を防ぐための一定の基準は当然あるべきだと思われる。
- 裁判所の関与の在り方については、誰が手続追行主体になるかということにも関わってくるものであり、手続追行主体を行政が認定し監督する場合には、行政機関が和解の合理性について監督するということもあり得るのではないか。
- 個々の消費者との間で債務名義を作るという観点から、二段階目の簡易な手続を利用する必要がある場合があるのではないか。
- 例えば、ある条項が無効であることを確認することの和解は、実体法上そのような契約を結んだといえるかもしれないが、履行手段があるのかよく分からず、和解とはいえないのではないか。
- この制度において、二段階目に進めない和解というのは意味がないと思われる。ただし、二段階目の手続に進まないような和解ではなく、二段階目に進むことを前提とした和解であるならば、それにふさわしい和解内容を考えるべきである。そうでないと、一部の消費者との間での紛争解決に制度が使われるのではないだろうか。
- 当事者間の合意によって訴訟上の和解で解決するという形にしても、それほど不当な結果にはならないのではないか。むしろこのような解決の方策も許して、個々の事案に適合した柔軟な権利救済を図っていく方がメリットは大きいように思われる。
- 和解が成立しても実際に履行されなければ意味はなく、強制力を伴う和解にすべきと思われる。
- ・ 共通争点に対する判断が確定した場合は、原告、被告双方に和解の機運が高まるだろうから、集合的な訴訟手続が和解を実現するためのものであるという観点を踏まえ検討すべきである。
- ・ 法律的な専門知識があれば、同時に消費者の代表者であるということは難しく、弁護士倫理だけで不当な和解を抑止できるかどうかは疑問である。
- ・ どの手続モデルとしても、同じような被害者が次から次に出てくるのではきりが無いから、どこかで区切りを付けるような仕組みにしないと和解による解決は難しいように思われる。
- 和解による解決を促すために資料提出について規定を置く場合、強制力がないものであったとしても、そういう規定があれば、手掛かりにはなり得、また相手の企業などにとっても一種のプレッシャーとなり、規定を置く意味は十分あると思われる。
- 和解による解決を促すためには、抽象的な訓示規定だけでどれほどの意義があるのか疑問の余地があるのではないか。

- 和解による解決を促進するために、例えば名簿などを提供するとなると、個人情報保護の観点から問題とされることがあり得、この点については何らかの手当てが必要である。

【一段階目の和解について】

- 一段階目の審理において当事者間で何らかの和解の機運が高まった場合において、適切な和解がなし得るようにするという方向性は賛同するが、明らかに不適切なものについては排除し得るような手当ては必要であると思われる。
- A案の場合、手続追行主体は処分すべき権利というものを持っていないように思われ、一段階目で和解を行ったとしても、それは訴訟上、あるいは実体法上の和解として成立するののかという問題がある。
- A案の場合、第一段階目の訴訟当事者となっていない対象消費者の関係で、和解が何ら拘束力を生じないことについては、理論的には自然であり、その和解の実効性をどのように確保していくのかが重要な課題である。
- 被告側にとって、共通争点の確認のみではメリットがなく、消費者を取り込んだ形での解決でなければ、和解をしたいという判断にはなかなか至らないのではないか。
- 被告である事業者の側から見ると、大多数の消費者との関係でその紛争が解決されるという見込みがなければ、おそらく和解には応じないと思われる。それゆえ、和解を促進するためには、大多数の消費者の紛争が和解によって解決されることが可能となるような基盤をできるだけ整備する必要があるのではないか。
- A案においては、和解で免責を定めてもその効果が対象消費者に及ばないのが弱点であり、訴訟追行権者に対象消費者から授権がなされ、これらの者との間でも和解が実現するといった、被告から見ても信頼できるような仕組みを構築することが、A案において和解を実効的にする最大のポイントではないか。
- 第一段階でいわゆる本来の意味での和解ができるような制度を作るためには、A案でもオプト・アウト型の制度を一段階目のどこかで組み合わせるか、あるいはオプト・インの制度を組み合わせるかしかないのだが、その場合は二段階型の制度の議論とは異なってくることを意識すべきである。
- B案のようなオプト・アウト方式というのも、和解の場面においてはオプト・アウト的に和解ができれば、その和解によってリスクの上限を確定していくことが可能となり、事案によっては被告事業者とも一定のメリットがあるといえるのではないか。
- 第一段階における手続追行主体と被告事業者との合意は、手続追行主体が合意に関する授権を消費者から受けていない以上、実際に被害を受けた消費者には全く効力が及ばないはずであり、訴訟追行主体が和解をすることは何らかの手当てがない以上、本来はあり得ないのではないか。また、全ての消費者から授権がない限り、手続追行主体と被告事業者との合意で紛争の全てが解決したともいえないのではないか。
- ・ 被告が、責任原因が認められていないにもかかわらず、費用対効果の観点から和解するというのを防ぐような手段が必要である。
- ・ 和解については重要な点であるので、和解ができるような制度設計をすべきである。特に二段階方式においては、一段階目の手続でも和解ができるようにするべきである。

【二段階目の和解について】

- 二段階目の和解は、第一段階目の手続追行主体が請求を取りまとめ、和解をしていくという観点で全体的解決を確保するために必要ではないか。その際、和解を成立させるかどうかについて何らかの形で個々の対象消費者の意思を確認した方が対象消費者にとっても、手続追行主体にとってもよいのではないかとと思われる。また、場合によっては消極的な意思確認、つまり異議がなければ成立させてよいという形の簡易な意思確認というスキームがあってもよいのではないか。
- 和解案が成立した段階で和解内容を一定期間公示して、それに対する意見を述べる機会を保障することは必要ではないか。そこでは、単に和解案について意見を述べるだけでなく、和解案に対して積極的な提案をするということも認めてよいように思われ、更に加えて裁判所による和解の認可が必要とする考え方もあるのではないか。
- 何らかの公示・通知等を和解の成立要件として考えるかどうかは、手続追行主体を一定の主体に限定した上で一定の注意義務、善管注意義務といったものを課すこととし、情報提供等をどの程度行うかということについては、手続追行主体の判断に委ねて、訴訟手続上は必ずしも要件にしないという、規律の仕方もあり得るのではないか。

14. 手数料について

【一段階目の手数料について】

- 一段階目の手続については、仮に紛争利益が算出できるとしてそれを基準に手数料を算出すると、手数料が非常に高額になる場合があり制度が機能しないおそれがあるがゆえに、非財産上の請求とみなすという規定を設けることについて強く賛同する。
- 一段階目の手続は、株主代表訴訟と似たところがあり、確認による経済的な利益が訴訟追行主体にどの程度及ぶかというのは、なかなか判断できないところで、訴額の算定は極めて困難ということになるのではないか。

【二段階目の手数料について】

- 二段階目の手続がどのような仕組みになるかにもよるが、二段階目の手続への手数料は対象消費者が手続に参加しやすくするために、少額かつ低額というものにしていくことに合理性があるように思われる。
- 二段階目の手続を手続追行主体がまとめてやるということになると、まとめることによるディスカウントというのはあり得るのであり、ディスカウントによって個々の消費者の負担が軽くする余地というのは、認められてしかるべきではないか。

【二段階目の手続に対する異議申立てに対する手数料について】

- 二段階目の決定に異議ある場合の申立手数料は、当事者の意向によるものだけでなく職権によるものも認めるのであれば、その点も考慮する必要があると思われる。
- 二段階目の手続に対してやみくもに異議を申し立てるという行動対応に出た場合には、二段階目が機能しなくなるおそれがあり、政策的な配慮になるとしても、異議を申し立てる側に手数料を負担させることが考えられてよいのではないか。

- 不合理な異議申立てがあった場合に、手数料の一定倍率の金銭を賦課するという考え方は、どういうものが不合理かも判断が難しいので、適当ではないのではないかと。
- 異議申立ての費用を異議申立人に負担させるかどうかは、決定について裁判所の判断としての要素が強いものとするか、合意形成的な要素を強いものとするかにも関わるのではないかと。異議申立て後、訴訟になった場合であっても手数料を安くしていいのではないかとという意見もあるが、基本的には訴訟費用は得た利益に応じて算出するのが基本となっており、乗り越えなければいけない山はかなり高いように思われる。

15. その他

【時効について】

- ・ 仮に訴訟の参加者以外の被害者に対して時効中断事由とならなければ、被告側は徹底して訴訟引き延ばしを図るだろうから、この点についても検討が必要である。

【管轄について】

- 消費者被害には、ある特定の都市に一定の期間仮の店舗等を事業者が置いて、その場で消費者を集めて不当に高額な値段で商品売り付け、しばらくすると次の地方に移っていくというものもあり、被害者が多数発生した地域できちんと訴訟が提起できることが確保されている必要があるのではないかと。
- 通信販売のように、人件費等の観点から本社を地方都市に置いてはいるが、被害は全国に拡散し特に大都市部に集中するといったものがあり、このような被害の実態を念頭に置いて管轄を検討すべきである。
- この制度は被害を救済していく制度であり、消費者に被害を与える行為があった地に一定の管轄を認めていくことは、この制度においては不可欠ではないかと。
- 大規模な裁判所に付加的、追加的な管轄を特に認めるということについては、合理性があるとは思われるが、仮に大規模な裁判所に管轄を限定すべきだという考え方には反対である。
- 一義的には本店所在地で訴訟を行うのが当然であるが、事業者の営業がなされ非常に多くの被害者がいる場所についても、管轄を考えざるを得ないように思われる。
- 管轄を広く認めるとしても多数の裁判所で同時あるいは順次に訴訟が起こされるのは問題であり、移送の手續等を利用しできるだけ一括で審議をするような制度を検討すべきである。
- 複数の事業者や代表取締役といった個人を被告にするという場合に、管轄をどうするかという点も検討すべきではないかと。
- 多数の消費者が加わることを想定すると、裁判所の事務処理能力の許容量を超えてしまい処理ができなくなることがあり得、被害救済がかえって遅れることになりかねない。簡易な手續では、対象消費者が裁判所に出頭するということがあまり想定されないため、被害救済を早めるという意味での効率性を考えた方がよいのではないかと。
- この制度は非常に多数の消費者が加わる可能性があり、管轄を比較的専門的あるいは大規模な審理に対応できるような裁判所に限定すると

いうことは制度としてあり得るように思われる。

- 地方で提起された審理の途中で、実際大多数の被害者は東京にすることが分かり、東京で行う方が合理的ではないかという判断に至った場合には、訴訟の途中で移送の可能性も認めてよいのではないか。

【他の手続追行主体による再訴について】

- ・ A案において、一回的解決を図る点を重視するとB案に近くなっていくことになると思われるが、訴訟提起の回数が無限に可能であるとすると事業者への負担が大きく、この点は考慮すべきである。
- ・ 同一事案について繰り返しの訴訟を避ける規律が必要であるという考えは、今の差止訴訟の制度の議論に引きずられているのではないか。
- ・ 損害賠償型の訴訟制度について、同一事案性は差止訴訟に比べ単純ではなく、同一事案の再訴禁止の規律を置いたとしても、どれほど効果をもつか分からないものであるし、憲法上の権利の保障との兼ね合いがあり、理論上再訴は一定程度可能となる事は避けられないのではないか。
- ・ 紛争の一回的解決を指向するのであれば、再訴の禁止の議論を行うよりも、併合の仕組みを考えていく方が現実的ではないか。
- ・ 実質的に判決の効力が片面的に及ぶとすれば、再度の訴えを制限する仕組みは当事者対等の観点から必要ではないか。